

令和7年5月28日

関係建設業団体の長 様

さいたま市建設局技術管理課長

熱中症対策における「報告体制の整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」の義務化について

日頃より、技術管理行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件について、令和7年4月11日付け、「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」の「別添_留意事項」の中で、お知らせしたところですが、令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、事業者の熱中症対策における「報告体制の整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」が義務化されます。

つきましては、適正な熱中症対策の実施について、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL：829－1515（内3594）

FAX：829－1988

E-mail:gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp